

知多市告示第 6 3 号

知多市多面的機能支払交付金交付要綱（平成 2 7 年知多市告示第 7 0 号）の一部
を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 4 月 1 日

知多市長 宮 島 壽 男

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(下線部分は改正箇所)

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。 (失効) 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき、現に交付金の交付の決定を受けた交付事業に係る規定については、同日後も、なおその効力を有する。 第1号様式（第5条、第7条関係） 代表 第2号様式（第8条関係） 第号 第3号様式（第8条関係） 代表 第4号様式（第9条関係） 代表	附 則 この要綱は、告示の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。 (新設) 第1号様式（第5条、第7条関係） 代表 第2号様式（第8条関係） 知農発第号 第3号様式（第8条関係） 代表 第4号様式（第9条関係） 代表

改正後	改正前
第 6 号様式（第 1 1 条関係） 代表	第 6 号様式（第 1 1 条関係） 代表 ㊞
第 8 号様式（第 1 2 条関係） 代表	第 8 号様式（第 1 2 条関係） 代表 ㊞
第 1 1 号様式（第 1 4 条関係） 代表	第 1 1 号様式（第 1 4 条関係） 代表 ㊞